

1年に1回受診していますか？

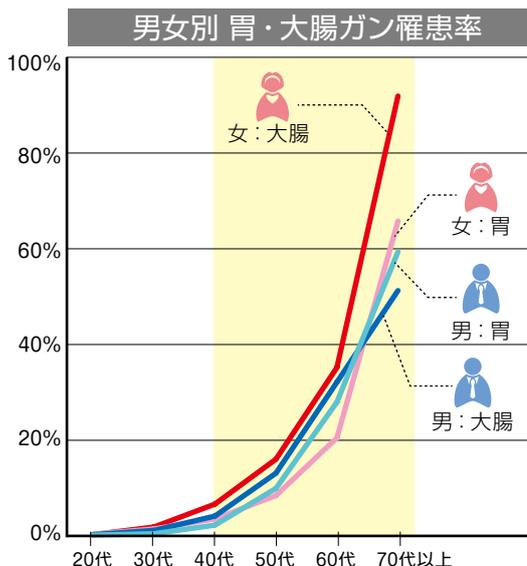
胃ガン・大腸ガン検診

ガンは今、診断方法や治療方法が進歩しており、早期発見することで「治る病気」になっています。対象年齢の方は、1年に1回ガン検診を受診して早期発見に努めましょう。

こんなに高い！胃ガン・大腸ガンの「罹患率」「死亡率」

男性	
罹患率	死亡率
1位…胃	1位…肺
2位…前立腺	2位…胃
3位…肺	3位…大腸
4位…大腸	4位…肝臓
5位…肝臓	5位…膵臓

女性	
罹患率	死亡率
1位…乳	1位…大腸
2位…大腸	2位…肺
3位…胃	3位…胃
4位…肺	4位…膵臓
5位…子宮	5位…乳



胃ガン・大腸ガン共に40代からの発症が多くなっています。検診を受けていなかった為に、ガンの発見が遅れ、見つかった時にはすでに進行している場合がほとんどです。



胃ガン以外の病変も発見できる！

胃ガン検診

胃ガン検診ってどんな検査？
～胃部X線検査～

バリウム（造影剤）を飲んだ後、検査台で体を上下左右に動かし、胃の粘膜についたバリウムの状態を観察することで、胃ガンや潰瘍、ポリープを発見することができる検査です。



胃ガンの他にも食道の病変や胆石なども発見することができます。

○対象年齢

◆被保険者…35歳以上

◆配偶者…40歳以上

○受診間隔

◆1年に1回

カンタンなのに精度が良い！

大腸ガン検診

大腸ガン検診ってどんな検査？
～便潜血検査～

自宅で採取した2日分の便を提出し、便中に血液が混じっていないか調べる検査です。ガン検診の中で最も簡単で、苦痛を伴わない検診です。2日分の内、どちらか1回でも便潜血陽性反応が出た場合は、すぐに精密検査を受けましょう。



便潜血検査は、早期発見により死亡率が下がることが証明されています。

○対象年齢

◆被保険者…40歳以上

◆配偶者…40歳以上

○受診間隔

◆1年に1回

1年に1回ガン検診を受診していても、見えないところに異変が潜んでいる場合があります。不快感や痛み等自覚症状があれば、次の検診を待たずに医療機関を受診して検査してもらいましょう。

被扶養者実態調査が終了しました。

平成27年9月～10月に実施した扶養調査が終了しました。
今回は、920人の社員の方に調査票を配布し、1,029人のご家族について調査しました。
調査へのご協力ありがとうございました。

健康保険料は、扶養家族のいる人もいない人も報酬が同じであれば同額です。
扶養家族の方の保険料はいただいておりませんので、扶養調査は厳正に行なう必要があります。また、扶養家族1人につき高齢者医療の支援金として国に約28,000円納めており、加えて40歳以上の被扶養者の方については、別途介護保険料として約62,000円を納めています。仮に、医療費をお使いにならなくても被扶養者の資格のない方が健保組合に登録されているだけで、無駄な費用が発生してしまいます。
財政健全化のため、今後も継続して「被扶養者実態調査」を実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。



❗ 扶養削除の申請漏れにご注意ください

当健康保険組合に加入している被扶養者(家族)の方が「就職した」「収入が増加した」「結婚した」などにより、扶養の実態がなくなった場合は、速やかに各事業所の給与厚生課(総務)にお申し出ください。

マイナンバー制度がスタートします。

◆ 健保組合とマイナンバー

平成28年1月からいよいよマイナンバーの利用が始まります。

健保組合では、平成29年1月1日から各種手続き書類に皆さんのマイナンバーが必要となります。

被保険者(社員)と被扶養者(ご家族)のマイナンバーは、事業所(会社)を通じて取得させていただきます。
尚、任意継続被保険者の方は、健保組合が直接取得させていただきます。

■ 健保組合におけるマイナンバーの利用目的

当組合は、被保険者及び被扶養者のマイナンバーを、番号法別表第1の第2項「健康保険法による保険給付の支給又は保険料徴収に関する事務」において、適用・給付及び徴収業務で利用します。

具体的には、被保険者・被扶養者の資格の取得・喪失および審査や被保険者証、限度額適用認定証などの発行、保険給付の支給事務(療養費・出産育児一時金・傷病手当金等)などで利用します。

※皆さんには、保険給付の申請書類にマイナンバーを記入していただくこととなります。

マイナンバーの
取扱いは
法令で定め
られています

- ・マイナンバーは法令で定められた場合以外取得できません。
 - ・マイナンバーは目的外利用や、本人の同意があっても法令で定められた以外には提供できません。
 - ・マイナンバーが不要になった場合は、速やかに廃棄・削除しなければなりません。
- 健保組合では、安全管理体制や諸規程の見直しを行い、引き続き個人情報保護を徹底します。

マイナンバー制度については、内閣官房のホームページをご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>